

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年七月二十九日

奈良県人事委員会委員長 松 村 二 郎

### 奈良県人事委員会規則第三号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号中「する育児休業」の下に「。以下この条及び第十二条において同じ。」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間については、除算は行わない。

一 公務傷病等による休職者（条例第二十六条第一項の規定の適用を受ける職員、教  
育公務員特例法第十四条の規定の適用を受ける職員及び公立の学校の事務職員の休  
職の特例に関する法律（昭和三十二年法律第百十七号）の適用を受ける職員をいう。  
以下同じ。）であつた期間

二 育児休業法第二条の規定により育児休業をしている職員として在職した期間のうち、次に掲げる期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間（公益的法人等派遣職員にあつては、育児介護  
休業法第五条に規定する育児休業の申出に係る期間。以下この項において同じ。  
）の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育  
児休業であつて、承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期  
間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業をしている職員として在職した  
期間

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条  
の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、承認に係る期間  
（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下  
である育児休業をしている職員として在職した期間

第十二条第二項第二号を次のように改める。

二 育児休業法第二条の規定により育児休業をしている職員（第六条第三項第二号ア  
及びイに規定する職員を除く。）及び第二条第七号から第九号までに掲げる職員と  
して在職した期間

## 附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。